



## 特別区民税・都民税（住民税）の課税事務誤りについて

と き 5月24日（火）発表

住民税の課税事務について、以下のとおり誤った事案が発生しました。

### 1 年金特別徴収に係る住民税の誤徴収

年金特別徴収（年金からの住民税の差し引き）において、税額変更等に伴い、年金から住民税を徴収する必要がない方について、令和4年6月の年金支給分から誤徴収してしまう事案が発生しました。原因は、送信日時等の確認作業が十分に実施されておらず、区から日本年金機構へ徴収停止データの送信が漏れたためです。対象者は、最大で120名です。対象者には、お詫びとご説明のうえ、誤徴収となる住民税については、後日、還付を行います。

### 2 給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の記載誤り

5月10日に区が特別徴収義務者（以下「事業所」という。）宛てに発送した「令和4年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」について、印字プログラムの誤りにより、内容の一部に記載誤りが生じていることが判明しました。誤りの内容は、所得控除欄のうち「16歳未満の扶養親族人数」を記載する欄に誤った数字を印字したというものです。記載誤りは、16歳未満の扶養親族人数欄のみであり、税額に誤りはなく、事業所の特別徴収に係る手続き自体に影響はありません。誤った通知書を送付した事業所には、区からお詫びをするとともに、改めて正しい通知書を送付いたします。

課税事務に誤りが発生したことを深くお詫びいたします。

今後、一層の注意を払い、課税業務に慎重を期して再発防止に努めてまいります。

## 1 年金特別徴収に係る住民税の誤徴収について

### 【概要】

年金特別徴収の住民税に税額変更等があった場合、区から日本年金機構に対し、年金支給分から住民税の徴収を停止するデータを、年金支給の前々月に送信しています。

今回、令和4年6月の年金支給分から住民税の徴収を停止するデータの送信が漏れており、その結果、税額変更があった最大120名の徴収を停止できず、6月15日に支給される年金から住民税額を差し引いてしまうこととなりました。

対象者：最大120名※（令和4年2月3日から3月31日までの間に税額変更があった方）

※最終的な人数は、日本年金機構からの差し引き結果通知により確定（7月1日）

還付額：合計 1,686,400円（最高額：46,600円、最少額：800円）

### 【今後の対応】

対象者となる方に対して、区からお詫びおよびご説明の文書を送付します。

なお、誤徴収となる住民税は、7月1日以降に郵送にて還付のご案内をし、順次手続きを始め、8月上旬から還付を行います。

### 【再発防止策】

- ・年間スケジュール表において具体的な処理日程や担当者を決め、職員間で共有します。
- ・データの送信を記録する年間管理表および格納チェック表を作成し、適切な管理を徹底します。

## 2 給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の記載誤りについて

### 【概要】

5月10日に区が事業所宛てに発送した通知書について、16歳未満の扶養親族人数に記載誤りがあると区民の方から連絡がありました。調査したところ、印字プログラムに誤りがあり、一部の通知書に記載誤りが生じていることが判明しました。対象者は、約48,000名（約14,500事業所）です。

原因は、課税データの内容を通知書へ印字する際、16歳未満の扶養親族人数欄に別のデータが印字されるというプログラムの誤りに気付かなかったことです。

記載誤りは、16歳未満の扶養親族人数欄のみであり、税額に誤りはなく、事業所の特別徴収に係る手続き自体に影響はありません。

### 【今後の対応】

対象となる事業所に対して、区からお詫び文および正しい通知書を改めて送付し、対象者に交付します。

### 【再発防止策】

区が実施する通知書等の印字テストにおいて、確認箇所を見直し、帳票全ての印字項目について、複数の職員での確認を徹底します。

### 【問い合わせ】

|       |               |                 |
|-------|---------------|-----------------|
| 1について | 練馬区 税務課 区税電算係 | 電話 03-5984-2703 |
| 2について | 練馬区 税務課 区税調整係 | 電話 03-5984-1652 |